

日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業  
「平成24年度 静脈産業の海外展開促進のための  
実現可能性調査等支援事業」

募集要領

平成24年2月

平成24年度 静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業

募集要領 . . . 1

申請書様式 . . . 9

# 「平成24年度 静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業」

## 募集要領

### 1. 事業の目的

現在、アジアをはじめとする途上国では、急速な経済発展に反して廃棄物の適正処理が追いつかず、環境汚染が懸念される状況にあり、一部の途上国において不適切な廃棄物処理が行われている例が報告されています。

また、我が国は、これまで廃棄物処理、リサイクルに係る時代の要請に応じて静脈産業、技術を向上させてきており、その結果として我が国静脈産業は環境保全及び循環資源において先進的な技術を有しています。

こうした先進的な我が国静脈産業が海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげる必要があります。

このため、環境省では、平成23年度より「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を開始しました。この事業の一環として、我が国静脈産業による廃棄物処理・リサイクル分野における具体的な海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査の実施等を支援しており、平成24年度においても同様に、支援の対象事業を公募いたします。

### 2. 対象事業

支援対象とする事業は、次の(1)から(3)の全てに合致する具体的な海外展開の計画のある事業です。

#### (1) 海外展開事業の内容

次の①又は②に該当する事業であって、今後数年以内に事業開始を計画しているもの

- ① 海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関わるサービスを提供する事業
- ② 海外において、①の事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業

(注) なお、「汚水処理」については、主たる廃棄物処理・リサイクル事業の一部として付随して実施される場合を除き、対象事業には含まれません。また、下水汚泥のメタン発酵処理など循環資源を取り扱うものは対象事業に含まれますが、排水処理設備に特化したものは対象事業には含まれません。また、技術供与のみで、廃棄物処理・リサイクルサービスの提供、これに必要な施設建設に該当しない事業は、対象とはしません。

#### (2) 海外展開事業の実施国

特に対象国の制限は設けませんが、支援対象事業の採択においては、我が国との外交上、経済活動上の関係の深さや距離的な条件等を考慮します。

#### (3) 海外展開事業の実施者の要件

対象とする海外展開事業の実施者は、以下のいずれかの民間法人とします。

- ① 我が国に本社又は主たる事務所をおいている法人であって、海外に本社又は主たる事務所をおいている法人の子会社でない法人
- ② ①の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所をおいている法人

### 3. 支援事業の内容

次の（１）及び（２）を支援対象とします。

#### （１）海外展開計画事業の実現可能性調査

海外展開を行う計画の事業について、次の項目からなる実現可能性調査（以下「FS」という。）を実施する。

##### ①海外展開を計画している事業の計画案策定

対象地域、処理対象廃棄物の種類、利用技術等を明確化し、その導入規模を仮に設定した事業計画案を策定する。また事業計画案には、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化スケジュール案等も含めること。

##### ②対象地域における現状調査

事業の実現可能性を評価するために必要と考えられる現状の調査として、事業対象地域における処理対象廃棄物の発生・処理の状況、廃棄物処理・リサイクルの制度・政策、社会・経済状況、再生品・再生エネルギーの売却単価、事業に必要なコスト（イニシャルコスト、ランニングコスト等）等を調査し、整理する。

##### ③廃棄物の組成、性状等調査

必要に応じ、対象地域における処理対象廃棄物の組成、性状等に関し、サンプリングし分析する等の調査を実施しても良い。

##### ④現地政府・企業等との連携構築

事業を実施する上で必要な現地政府（現地の中央政府、地方政府等）や企業（現地企業、第三国の企業等）との連携状況の整理を行うとともに、今後の連携可能性について下記の（２）の活動を通じて分析・検討を行う。

##### ⑤パイロット試験の実施

必要に応じ、海外展開を計画している事業について、当該事業で計画している廃棄物処理・リサイクルを小規模で試験的に実施するパイロット試験を実施しても良い。

##### ⑥事業性、環境負荷削減効果等の評価

①～⑤の結果を考慮した上で、対象事業の事業性（採算性）、環境負荷削減効果（廃棄物対策・リサイクルへの貢献、CO2 排出削減等）、社会的受容性等を評価する。

##### ⑦実現可能性の評価

⑥の結果をもとに、事業の実現可能性を評価する。

##### ⑧実現可能性を改善する行政施策の提案

事業の実現可能性が改善することができると考えられる現地の行政施策（分別収集の制度、廃棄物の譲渡価格への介入、施設整備への補助金など）について検討する。適切な施策があれば提案をまとめる。

##### ⑨事業計画案の見直しと実現可能性の再評価

必要に応じ、事業計画案を見直し、実現可能性を再評価する。

##### ⑩報告書及び概要資料作成

得られた結果を踏まえ、事業計画案、対象事業の事業性、環境負荷削減効果、実現可能性の評価結果等を対象地域の行政、事業者等の関係者に提案できる形で報告書をまとめる。事業の

実現可能性を改善できる現地の行政施策があれば、これも報告書にまとめる。また、報告書の概要を説明できる資料を作成する。

#### (2) 現地での海外展開の枠組み構築のための関係者合同ワークショップ等の開催

現地での海外展開の枠組みを構築していくため、海外展開事業を計画している事業者、FS 実施者、その他日本側関係者と現地の行政当局、関係団体、パートナー企業等の関係者との間で、海外展開事業計画案、FS の計画や実施状況、事業推進に向けた協力等について情報共有・意見交換を行う「関係者合同ワークショップ」を開催する。

この他にも、現地での海外展開の枠組みを構築するために、現地を訪問し、関係者との間で適宜、事業計画案の説明や協議等を行っても良い。

### 4. 支援事業に関するその他の留意事項

#### (1) 支援事業への応募者の要件

次の①、②又は③のいずれかの者とします。

- ① 2. (3) の要件を満たす海外展開事業を計画している事業者
- ② ①の者との共同で FS を実施する者
- ③ ①の者を含み、地方自治体、その他の共同事業者から成るコンソーシアム

#### (2) 支援期間

最長で、支援対象事業採択後の契約締結日から、平成26年3月31日（月）までの2カ年度とします。

なお、初年度において、十分な調査ができていない案件、将来的な海外展開が困難と評価された案件については、2年度目の支援を行いません。

初年度の支援は平成24年度予算、2年度目の支援は平成25年度予算の成立が前提となります。

### 5. 選考について

#### (1) 選考方法

環境本省において対象事業への該当性等について書類審査の後、有識者及び環境省職員で構成された「静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査支援事業・対象事業選定・評価専門家会合」による

- ①書類選考
- ②ヒアリング

審査を行い、採択事業を決定します。

#### (2) 選考基準（別添1参照）

下記の基準に基づき選考を行います。

##### a 「3Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献」

- 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、3Rの推進、廃棄物の適正処理に貢献するものか。
- その他の環境負荷の低減に貢献するか。

##### b 「事業の実現可能性」

- 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、現地の制度や社会的状況から見て実現可能か。
- 事業実施における収支の見通しから見て事業性（採算性）があると見込まれるか。
- <熟度>応募者等のこれまでの取組により、応募対象の廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成がどの程度進んでいるか。

c 「調査の実実施計画の具体性・妥当性」

- FS実施の計画が具体的であり、妥当なものであるか。
- ワークショップの計画が具体的であり、妥当なものであるか。
- 応募対象の廃棄物処理・リサイクル事業を実施する法人（あるいは複数の法人からなるコンソーシアム）が、海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか。
- 応募対象のFSを実施する法人が、FSを実施するための十分な組織体制、技術力を有しているか（外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要）。
- FSの従事者が本調査に従事する十分な時間があると認められるか。

d 「その他の考慮事項」

- <新規性>応募対象の廃棄物処理・リサイクル事業が、新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。

e 「組織の環境マネジメントシステム認証取得状況」

- 証明書を発行されたものに限る。（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ等）

(3) 選考結果

選考結果は、平成24年4月下旬頃（予定）文書にて連絡します。

採択された事業は、HP等を通じて公表します。

\* 採否の理由についての問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

\* 採択された事業については、法人名（共同提案者名を含む）、海外展開計画国・地域名、プロジェクトの名称などを公表しますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法について

(1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：築地、大嶋

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-8336

(2) 応募方法

所定の書式による申請書、添付資料1（事業概要資料）、添付資料2（事業詳細資料）に必要事項を記入の上、上記申請書類一式（正本1部、副本10部）、その他添付資料一覧（11部）を同封して、上記あて先まで郵送（宅配便でも可）又は持参してください。

\* 応募先へのMAIL、FAXによる応募では受け付けません。

\* 申請書は返却しません。あらかじめご了承ください。

募集要領及び申請書は環境省HP

(<http://www.env.go.jp/>)

上の報道発表「平成24年度静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業の公募について」(お知らせ)  
からのダウンロードが可能です。

(3) 受付期間

平成24年2月13日(月)～平成24年3月16日(金) 17時 必着

#### (4) 公募説明会

公募説明会を下記の日程で開催します。なお説明会への参加は必須ではありませんので、ご注意ください。

##### ①日時（仮）

平成24年2月22日（水）10：30～12：00

##### ②場所（仮）

東京都千代田区霞が関1-2-2

合同庁舎5号館22階環境省第1会議室

##### ③応募方法

上記開始時間までに、直接会場までお越し下さい。

事前の登録は不要です。

#### (5) 公募に対する質問

##### ① 質問提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：築地、大嶋

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env.go.jp

FAX：03-3593-8262

##### ② 質問提出方法

任意様式にて、会社名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail、FAX番号）を記載のうえ、上記提出先まで、E-mail又はFAXにて提出して下さい。

##### ③ 受付け期間

平成24年2月13日（月）～平成24年2月24日（金）17時 必着

##### ④ 質問への回答

質問への回答は、質問提出者ならびに公募説明会に出席された方々へE-mailにて送信致します。

## 7. 注意事項

### (1) 契約の形態、金額等

契約の形態は環境省が事業発注する請負契約となります。2カ年度の事業であっても、単年度毎に請負契約を行い、契約金額については当該年度の事業終了後の支払いとなります。

なお、3.（1）の実現可能性調査及び3.（2）のワークショップ開催の事業経費の総額として、1事業あたり1,000万円から3,000万円まで（税込み）とし、採択件数は7件程度を予定しています。具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上決定します。また、「静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業・対象事業選定・評価専門家会合」による審査及びヒアリング審査の結果、事業の熟度や具体性等に応じて減額される場合もあります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

### (2) 支援対象経費

事業実施のために直接必要な費用であって以下の費目に該当するもののみが対象であり、当該事業実施で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した費目に該当しない経費は支



援対象となりません。したがって、契約時に下記の費目に基づいた支出計画の提出と、事業終了時に支出実績報告の提出が求められます。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、ご注意ください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。
旅費	現地調査やワークショップ開催のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が事業の調整を行う際の国内旅費、海外の行政当局等の関係者を協議等のため我が国に招聘する際の外国旅費・国内旅費に限ります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
物品費	本事業の実施に直接必要な備品等の購入に直接要する経費です。また、リース可能なものはリースにより対応してください。
印刷製本費	本事業の成果報告書、現地ワークショップの資料等の印刷、製本に要する経費です。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材借料及び損料、物品等使用料等です。
会議費	現地ワークショップや国内での事業の調整のための会合等を行う際の会場費、設備使用料、人件費、飲食料等の経費です。
通訳・翻訳料	現地ワークショップ等の際の通訳料、文献や報告書等の翻訳料です。
試料分析費	現地の廃棄物の組成・性状等を調査するための外部分析機関等への委託料です。
パイロット試験設備整備費	パイロット試験を実施するための設備の整備に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
パイロット試験材料費	パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接要する経費です。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。

### (3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って書類の準備をお願いします。
- ② 「静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業・対象事業選定・評価専門家会合」（平成25年度2～3月頃、東京での開催を予定）への出席及び報告が求められます。また、当該会合での報告用の資料を作成することが求められます。
- ③ 事業終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のための会議等への出席、報告等を依頼する場合がありますので、ご了承下さい。

#### （４）環境省が別途発注する本事業のコーディネーターとの協力

環境省では、本事業の対象事業選定、進捗状況管理及び成果の評価をサポートするコーディネーター業務を、別途発注する「平成24年度 日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための戦略策定・マネジメント業務」請負企業（以下（甲））に実施してもらいます。

本公募への申請事業者及び採択された事業の実施者は、（甲）の依頼に基づき、進捗状況や成果についての報告、資料の作成、会議への出席等を実施していただくことになります。

なお、コーディネーター業務の中立性を確保するため、本事業の事業提案やコンソーシアムに参加される場合には、コーディネーター業務への応札はご遠慮いただきます。

#### （５）事業化の努力

本事業の終了後、対象となった廃棄物処理・リサイクル事業の海外展開を計画していた事業者は、当該事業の海外展開に努めなければなりません。

また、事業終了後5年間、毎年度環境省に海外展開の進捗状況について報告して下さい。

#### （６）成果の公表

採択した事業の報告書については、環境省が公表します。

### 8. 著作権等の扱い

- （１）本事業の報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- （２）本事業の報告書に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- （３）納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

# 平成24年度 静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業

## 申請書様式

### 申請書構成

#### 申請書

A4版1枚で作成する

#### 添付資料1（事業概要資料）

事業概要資料として、パワーポイント3枚以内で作成する

#### 添付資料2（事業詳細資料）

1. 申請対象の海外展開事業名と申請金額

2. 申請法人の概要

（\* 共同事業提案又はコンソーシアム方式による提案の場合は幹事会社名を記載）

3. 申請内容に関する問い合わせ先

4. 申請法人の事業概要 → A4版2枚以内

\* 申請を行った法人と、海外展開事業の実施主体となる法人が異なる場合は、以下の5-1、5-2に記入する

5-1. 海外展開事業の実施主体となる法人の概要

5-2. 海外展開事業の実施主体となる法人の事業概要 → A4版2枚以内

6. 申請対象の海外展開事業の全体像概要 → A4版6枚以内

海外展開する事業全体像を記載する

7. 支援を受ける事業の概要 → A4版4枚以内

今回応募される実現可能性調査を記載

8. 支援を受ける事業の実施スケジュール → A4版2枚以内

基本1年間、最長2年間の事業（今回応募される実現可能性調査）スケジュールを可能な限り具体的に記載

9. 支援事業実施に関わる所要経費見込み → A4版4枚以内

10. 支援を受ける事業の実施体制 → A4版3枚以内

申請者、海外展開事業の実施主体となる法人、その他法人等の役割分担を記載する

#### その他添付資料一覧

指定の書類を11部ずつ提出すること

（登記簿抄本は1部オリジナルがあれば、その他はコピーで構わない。ISO14001については、マネジメントシステム登録証のコピーで構わない。）

## 平成24年度静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業に関する提案書の評価基準表

評価項目	要求要件	得点配分(点)
1 3Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献	応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、3Rの推進、廃棄物の適正処理に貢献するものか。	20
	その他の環境負荷の低減に貢献するか。	20
2 事業の実現可能性	応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、現地の制度や社会的状況から見て実現可能か。	15
	事業実施における収支の見通しから見て事業性(採算性)があると見込まれるか。	15
	<熟度> 応募者等のこれまでの取組により、応募対象の廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成がどの程度進んでいるか。	15
3 調査の実施計画	FS実施の計画が具体的であり、妥当なものであるか。	25
	ワークショップの計画が具体的であり、妥当なものであるか	10
4 事業実施の体制	応募対象の廃棄物処理・リサイクル事業を実施する法人(あるいは複数の法人からなるコンソーシアム)が、海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか。	20
	応募対象のFSを実施する法人が、FSを実施するための十分な組織体制、技術力を有しているか(外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要)。	20
	FSの従事者が本調査に従事する十分な時間があると認められるか。	10
5 その他の考慮事項	<新規性> 応募対象の廃棄物処理・リサイクル事業が、新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。	25
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	証明書を発行されたものに限る。(ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ等)	5
小計		200

## 【採点基準】

	10点満点の場合	15点満点の場合	20点満点の場合	25点満点の場合
優	10	15	20	25
良	6	9	12	15
可	2	3	4	5
不可	0	0	0	0

※評価項目6については、取得していれば5点とする。

